

青森県報

第四千五百四号

平成三十年
九月十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青少年・男女共同・参画課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……二
 - 右 同……………(同) ……三
 - 建設業者の許可の取消し……………(西北地域局) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域局) ……五
 - 土地改良区の役員の退任……………(西北地域局) ……五
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域局) ……六
 - 右 同……………(同) ……六

選挙管理委員会

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあつては

告 示

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局) ……六

青森県告示第六百四十六号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成三十年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二三六	書籍	最新版流出封印映像MAX VOL・一〇	株式会社ダイアプレス	第十二条第一項第一号
二三七		封印お宝スキヤンダル 十月号	マイウェイ出版株式会社	
二三六		激ヤバお宝映像女子アナハプニング大流出SP ISBN九七八一四一八六五一―一九三四―三	マイウェイ出版株式会社	
二三六		封印映像平成(密)巨乳爆尻ポロチラ秘宝スペシャル 雑誌六三八一―一四四	株式会社コスミック出版	
二三七〇		BOY, Sピアス 禁断 八月号 雑誌一八〇六七―〇八	ジュネット株式会社	

青森県告示第六百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年月日
株式会社佛心	青森市大字戸山字赤坂一二	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 LOWUNREF	平川市本町平野二四の一	平成三〇・九・一五

青森県告示第六百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃 止 年月日
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	居宅介護	はるが丘ホームヘルプセンター	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切	平成三〇・九・三〇
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	重度訪問介護	はるが丘ホームヘルプセンター	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切	〃

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	行動援護	はるが丘ホームヘルプセンター	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切	〃
-----------	--------------	------	----------------	----------------	---

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地(仮称)トヨタカローラ青森本社
青森市大字浜田字玉川二四六の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
トヨタカローラ青森株式会社
青森市大字野木字野尻六一の四
代表取締役 大柳康三郎
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 トヨタカローラ青森株式会社
青森市大字野木字野尻六一の四
代表取締役 大柳康三郎
株式会社くるま工房
2 弘前市大字青山四丁目二二の一
代表取締役 大柳康三郎
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十一年四月二十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、三二〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二五二台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一五二台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一五三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

八 届出年月日

平成三十年八月二十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十年九月十九日から平成三十一年一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年一月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア八重田店

青森市造道二丁目二八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田大志

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年四月二十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一五九・一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

八五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

八〇・三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一五・三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後七時まで

八 届出年月日

平成三十年八月二十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十年九月十九日から平成三十一年一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

十 意見書の提出

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年一月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

#### 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社柴田産業

二 代表者の氏名 柴田明雄

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字福泉二八四

四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一〇〇五一号

五 取消年月日 平成三十年九月四日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年八月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年九月十九日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所            | 就<br>任<br>及<br>び<br>退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|-------------------|------------------------------------------------|
| 理<br>事            | 小山内 健一 | 平川市大光寺一滝本一五三      | 平成<br>三〇・八・三就任                                 |
| 〃                 | 今井 誠弘  | 〃 館山下扇田五六         | 〃                                              |
| 〃                 | 成田 司   | 〃 大坊福田一四の六        | 〃                                              |
| 〃                 | 奈良 文明  | 〃 館田前田八五の一        | 〃                                              |
| 〃                 | 成田 美千彦 | 〃 大坊前田一〇二         | 〃                                              |
| 〃                 | 齋藤 博彦  | 〃 弘前市大字石川字石川一三五の一 | 〃                                              |
| 〃                 | 岩淵 琢緒  | 〃 平川市原田村元一二七      | 〃                                              |
| 〃                 | 栗林 定利  | 〃 柏木町東田二〇七の一      | 〃                                              |
| 〃                 | 葛西 隆文  | 〃 苗生松元東田一一の一      | 〃                                              |
| 〃                 | 工藤 欣悦  | 〃 小杉西田二の一〇        | 〃                                              |
| 〃                 | 船越 榮造  | 〃 本町北柳田二八の五       | 〃                                              |
| 〃                 | 中畑 勝江  | 〃 岩館村元四六の三        | 〃                                              |
| 〃                 | 對馬 明宏  | 〃 松館井ノ上三一         | 〃                                              |
| 〃                 | 今井 仞   | 〃 松崎亀井二二の一        | 〃                                              |
| 〃                 | 須藤 光悦  | 〃 柏木町東田二一七        | 〃                                              |

| 理<br>事 | 氏<br>名 | 住<br>所            | 退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|--------|--------|-------------------|----------------------------|
| 〃      | 田中 るり子 | 〃 石郷村元九〇の一        | 〃                          |
| 〃      | 小山内 健一 | 〃 大光寺一滝本一五三       | 三〇・八・三退任                   |
| 〃      | 今井 誠弘  | 〃 館山下扇田五六         | 〃                          |
| 〃      | 成田 司   | 〃 大坊福田一四の六        | 〃                          |
| 〃      | 小林 喜代司 | 〃 苗生松上東田七六の二      | 〃                          |
| 〃      | 齋藤 博彦  | 〃 弘前市大字石川字石川一三五の一 | 〃                          |
| 〃      | 工藤 欣悦  | 〃 平川市小杉西田二の一〇     | 〃                          |
| 〃      | 對馬 明宏  | 〃 松館井ノ上三一         | 〃                          |
| 〃      | 船越 榮造  | 〃 本町北柳田二八の五       | 〃                          |
| 〃      | 奈良 文明  | 〃 館田前田八五の一        | 〃                          |
| 〃      | 中畑 勝江  | 〃 岩館村元四六の三        | 〃                          |
| 〃      | 栗林 定利  | 〃 柏木町東田二〇七の一      | 〃                          |
| 〃      | 成田 美千彦 | 〃 大坊前田一〇二         | 〃                          |
| 〃      | 岩淵 琢緒  | 〃 原田村元一二七         | 〃                          |
| 〃      | 今井 仞   | 〃 松崎亀井二二の一        | 〃                          |
| 〃      | 堀口 忠明  | 〃 石郷村元一一四         | 〃                          |
| 〃      | 須藤 光悦  | 〃 柏木町東田二一七        | 〃                          |

#### 土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、板柳東部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年九月十九日

西北地域県民局長 平 野 義 一

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所                 | 退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|------------------------|----------------------------|
| 理<br>事            | 成田 清行  | 〃 北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五の二 | 平成三〇・八・三                   |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を平成三十年九月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年九月十九日

上北地域県民局長 櫻庭憲司

土地改良法の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を平成三十年九月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年九月十九日

上北地域県民局長 櫻庭憲司

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

平成三十年九月三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成三十年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、三〇五人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二、三〇五人

二二、三〇五人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二、三〇五人

東津軽郡選挙区 六、八四一人

西津軽郡選挙区 五、五五一一人

南津軽郡選挙区 六、五八五人

北津軽郡選挙区 七、七九三人

上北郡選挙区 二七、九三九人

三戸郡選挙区 一九、八六七人

青森市選挙区 八一、五七七人

弘前市選挙区 四九、九五七人

八戸市選挙区 六五、二一五人

黒石市選挙区 九、七〇九人

五所川原市選挙区 一九、三四〇人

十和田市選挙区 一七、六二八人

三沢市選挙区 一〇、九六三人

むつ市選挙区 二一、二八七人

つがる市選挙区 九、五四九人

平川市選挙区 一一、九四五人

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭